

母子・父子家庭等のお子さんのために

# 児童扶養手当 のしおり



児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です

浜 田 市



## 1 児童扶養手当を受けることができる人（支給要件）

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる**18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童**を監護している母、父（父の場合は、生計を同じくしていることが必要）または父母に代わってその児童を養育している人（養育者）です。

なお、児童が心身におおむね中度以上の障がい（8ページの別表第1を参照）のある場合は、20歳になる日の前日が属する月分まで手当が受けられます。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が障がいの状態（※最終ページの別表2を参照）にある児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童
- (5) 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が法令等により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 婚姻によらないで生まれた児童
- (9) 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

いずれの場合も国籍は問いません。

## 2 児童扶養手当を受けられない人

次のいずれかに該当するときは、この手当は支給されません。

### 児童が…

- (1) 日本国内に住所がないとき
- (2) 児童福祉施設などに入所しているとき、または里親に委託されているとき
- (3) 母の配偶者（事実婚も含む）に養育されているとき（父が重度障がい者の場合を除く）
- (4) 父の配偶者（事実婚も含む）に養育されているとき（母が重度障がい者の場合を除く）

### 母、父または養育者が…

- ・日本国内に住所がないとき

### 3 児童扶養手当の月額

【令和7年4月分以降】

区分	手 当 月 額	
	児童1人のとき	第2子以降加算額
全部支給	46,690円	11,030円
一部支給	46,680円～11,010円	11,020円～5,520円

※一部支給額は所得額等に応じて、10円きざみの額となります。

※手当額は全国消費者物価指数の動向に合わせて改定されます。

#### ※一部支給停止について

手当の受給開始月から5年または支給要件に該当した月から7年を経過したときは、手当額の1/2が支給停止されます。ただし、就業していることなどの一定の事由に該当する場合は、必要な書類を提出されれば、一部支給停止の適用除外となります。

#### ※公的年金給付等による支給制限

受給資格者又は児童が公的年金給付若しくは遺族補償等を受けることができる場合、または対象児童が公的年金給付の額の加算対象となっている場合は、手当の全部はまたは一部が支給制限されます。

詳細は子ども・子育て支援課におたずねください。



## 4 所得制限の限度額

前年の所得（年間の収入金額から給与所得控除などを控除した額）が下表の額以上であるときは、その年度（11月から翌年の10月まで）の手当の一部または全部が停止になります。

【令和6年11月分以降】

扶養親族等の数	前年分所得（ただし、1月から9月までに請求する場合は前々年所得）		
	請求者（本人）		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円
以降1人につき	38万円／加算	38万円／加算	38万円／加算

### ■限度額に加算されるもの

- ①請求者（本人）／老人控除対象配偶者・老人扶養親族がある場合は1人につき10万円  
特定扶養親族または控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある場合は1人につき15万円
- ②扶養義務者等／老人扶養親族がある場合は1人につき6万円  
（ただし、扶養親族等がすべて70才以上の場合は、1人を除く）

### ■所得額の計算方法

$$\text{所得額} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費} + \text{養育費の8割相当額}$$

（給与所得控除額）

$$- 100,000 \text{円} - 80,000 \text{円} - \text{下記の控除}$$

※地方税等における給与所得控除等の見直しに伴い、令和3年1月1日から児童扶養手当の支給を制限する場合の所得額の計算方法について、給与所得または公的年金等に係る所得を有する受給資格者の総所得金額の計算に当たり、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除します。

諸控除の額（主なもの）

- 障害者控除・勤労学生控除…………… 270,000円
- 特別障害者控除…………… 400,000円
- 配偶者特別控除・医療費控除等…………… 地方税法で控除された額
- 寡婦控除…………… 270,000円
- ひとり親控除…………… 350,000円

※寡婦控除・ひとり親控除の適用は、請求者が養育者の場合に限る。

## 5 児童扶養手当の支給

手当は、認定されると請求された月の翌月分から支給されます。

支給は、年6回に分けて2ヶ月分の手当が請求者の預金通帳の口座に振り込まれます。

支 給 月	支給対象月
1 月	11 月分～12 月分
3 月	1 月分～2 月分
5 月	3 月分～4 月分
7 月	5 月分～6 月分
9 月	7 月分～8 月分
11 月	9 月分～10 月分



## 6 児童扶養手当を受ける手続き

子ども・子育て支援課又は各支所市民福祉課で請求の手続きをしてください。

### ■請求に必要な添付書類

支給要件	添付書類
共通	1 請求者及び対象児童の戸籍謄本または抄本 2 請求者及び対象児童の属する世帯全員の住民票の写し (注) 続柄・本籍等の記載があるもの 3 公的年金調書(市町村で作成します) 4 養育費に関する申告書(請求者が父または母の場合) 5 個人番号の確認できる書類 (マイナンバーカードまたは通知カード) 6 請求者の本人確認できる書類 (運転免許証、マイナンバーカードなど)
イ 離婚	事実婚解消の場合は、事実婚解消に関する調書及び申立書
ロ 父または母死亡	父または母死亡の記載のある戸籍謄本または抄本
ハ 父または母障がい	障がい認定診断書(障がい基礎年金の1級に該当する場合は、年金証書の写)
ニ 父または母生死不明	警察署、福祉事務所、その他官公署、関係会社等の証明書
ホ 遺棄	父または母が1年以上遺棄している事実を明らかにする遺棄調書及び申立書
ヘ DV	保護命令決定書の謄本 及び 確定証明書
ト 父または母拘禁	父または母が1年以上拘禁されている事実を明らかにする書類
チ 未婚の父または母	事実婚解消等調書

(注) これらの書類以外にも個別の事情により必要となる書類があります。

## 7 手当を受けている人の届出

手当の受給中は次のような届出等が必要です。

現 況 届	受給者全員が毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。 提出がない場合は、手当の支給が停止されます。 また、2年間提出しない場合、時効により受給資格がなくなります。
額改定（増額）請求書	対象児童が増えたとき
額改定届（減額）	対象児童が減ったとき（対象児童が18歳になった場合は提出不要です。）
資格喪失届	受給資格がなくなったとき
証書亡失届兼再発行請求書	手当証書をなくしたとき
その他の届	氏名・住所・支払金融機関の変更、受給者が死亡したとき、 所得の高い扶養義務者と同居または別居したときなど

◎届出が遅れたり、提出しなかったりすると、手当の支給が遅れたり、受けられなかったり、場合によっては手当を返還していただくこともありますので、忘れずに提出してください。

◎上記のほか、受給資格の有無および額の決定のため、書類の提出が必要となる場合があります。

### ご注意！

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず速やかに資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けていると、その期間の手当を全額返還していただくことになります。

- ①手当を受けている母または父が婚姻したとき（内縁関係、同居なども同じです）
- ②対象児童を養育、監護しなくなったとき（児童の施設入所・里親委託・婚姻を含みます）
- ③遺棄されていた児童の父または母が帰ってきたとき（父または母からの送金や安否を気遣う電話・手紙など連絡があった場合を含みます）
- ④拘禁されていた児童の父または母が出所したとき（仮出所も含みます）
- ⑤受給者である母の児童が父と生計を同じくするようになったとき
- ⑥受給者である父の児童が母と生計を同じくするようになったとき
- ⑦その他受給条件に該当しなくなったとき

## 8 児童扶養手当証書

児童扶養手当証書は、児童扶養手当を受ける資格があることを証明する重要な書類です。大切に保管してください。

- (1) 児童扶養手当証書の裏面には、児童扶養手当を受ける上で重要なことが書いてありますので必ず読んでおいてください。
- (2) 証書は他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。
- (3) 浜田市の児童扶養手当の窓口へ届け出るときは、必ず証書を持参してください。
- (4) 旅客鉄道会社の通勤定期乗車券の割引制度があります。(子ども・子育て支援課へ)
- (5) 少額貯蓄非課税制度(新マル優制度)預貯金利子が一定の金額まで非課税となります。(金融機関窓口へ)



## 9 児童扶養手当を受給するにあたって

- (1) 児童扶養手当の支給を受けた父または母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければなりません。
- (2) 受給資格者（養育者を除く）が、正当な理由がなくて、就職活動や自立を図るための活動をしなかったときは手当が支給されなくなります。
- (3) 偽りその他不正の手段によって手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。
- (4) 手当の認定の請求をした方または受給資格がある方に対しては、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

### 【別表第1に定める程度の障害】 児 童

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの等
  - 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
  - 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
  - 4 そしゃくの機能を欠くもの
  - 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
  - 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
  - 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
  - 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 9 一上肢の全ての指を欠くもの
  - 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
  - 11 両下肢の全ての指を欠くもの
  - 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 13 一下肢の足関節以上で欠くもの
  - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
  - 15 前各号の掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
  - 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  - 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

国民年金法による障害程度の1級及び2級並びに身体障害者福祉法による障害等級の1級、2級、3級及び4級の一部がこれに相当する。

なお、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の別表に定める障害の程度に該当するものは、当然に政令別表1に定める障害の程度に該当する。

【別表第2に定める程度の障害】 **父または母**

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの等
- ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
- ④ 両上肢の全ての指を欠くもの
- ⑤ 両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
- ⑥ 両下肢の機能に著しく障がいをもつもの
- ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
- ⑨ 前各号掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいをもつもの
- ⑩ 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視または介護を必要とする程度の障がいをもつもの。
- ⑪ 傷病が治らないで、身体の機能または精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護を必要とする程度の障がいをもつものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(備考)

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

※厚生労働大臣が定めるものとは、当該障がいの原因となった傷病につき、初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6か月を経過しているものをいう。(昭和60年厚生省告示第124号)

国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級、身体障害者福祉法による障害等級の1級及び2級がほぼ児童扶養手当法施行令別表第2に相当する。

手当を受けようとする人は子ども・子育て支援課で手続きをしてください。

窓口および問合せ先

浜田市役所	子ども・子育て支援課	☎ 25-9331
金城支所	市民福祉課	☎ 42-1235
旭支所	市民福祉課	☎ 45-1434
弥栄支所	市民福祉課	☎ 48-2656
三隅支所	市民福祉課	☎ 32-2806